

議案第19号

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定する。

平成29年2月28日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年羽曳野市条例第17号)
の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 1・2 省略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童の養育(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)をする者であって、父及び母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 1・2 省略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童の養育(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)をする者であって、父及び母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>以下省略</p>